

株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令
第一号様式



【表紙】
 【提出書類】(2) 変更報告書 No. 4
 【根拠条文】 法第 27 条の 25 第 1 項に基づく報告書
 【提出先】 関東財務局長
 【氏名又は名称】(3) 弁護士 平川 修
 【住所又は本店所在地】(3) 東京都港区六本木 丁目 6-1 泉ガーデンタワー
 アンダーソン・毛利法律事務所
 【報告義務発生日】(4) 平成 15 年 8 月 19 日
 【提出日】 平成 15 年 8 月 21 日
 【提出者及び共同保有者の
 総数(名)】 1 名
 【提出形態】(5) その他

第 1 【発行会社に関する事項】

1 【発行会社】(6)

発行会社の名称	シルバー精工株式会社
会社コード	6453
上場・店頭の別	上場
上場証券取引所	東京証券取引所
本店所在地	東京都新宿区歌舞伎町 2-31-11

第2【提出者に関する事項】

1【提出者（大量保有者）／1】(7)

(1)【提出者の概要】(8)

①【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人
氏名又は名称	メインフィールド・エンタープライズ・インク
住所又は本店所在地	英領バージン諸島 トートーラ ロード・タウン ウィッカムズ・ケイ I ヴァンター プール・プラザ 2階
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

②【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

③【法人の場合】

設立年月日	平成 14 年 6 月 21 日
代表者氏名	ダニー・ゴラン
代表者役職	取締役
事業内容	投資

④【事務上の連絡先】

事務上の連絡先 及び担当者名	東京都港区六本木一丁目 6 - 1 泉ガーデンタワー アンダーソン・毛利法律事務所 弁護士 平川 修 同 青柳 良則
電話番号	03-6888-1109

(2)【保有目的】(9)

投資

(3) 【上記提出者の保有株券等の内訳】 (10)

① 【保有株券等の数】

	27条の23第3項本文	27条の23第3項第1号	27条の23第3項第2号
株券(株)	328,000		
新株引受権証書(株)	A	—	G
新株予約権証券(株)	B	—	H
新株予約権付社債券(株)	C *21,757,148	—	I
対象有価証券カバードワラント	D		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	E		K
対象有価証券償還社債	F		L
合計(株)	M 22,085,148	N	O
信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の数	P		
保有株券等の数(総数) (M+N+O-P)	Q 22,085,148		
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L)	R 21,757,148		

*ただし、転換の際ごとに生じる1000株未満の株式については発行しない。

② 【株券等保有割合】

発行済株式総数(株) (平成15年8月19日現在)	S 149,716,901
上記提出者の 株券等保有割合(%) (Q/(R+S)×100)	12.88%
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)	14.43%

(4) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近 60 日間の取得又は処分の状況】 (11)

年月日	株券等の種類	数量	取得又は処分の別	単価
平成 15 年 8 月 7 日	新株予約権付社債券	33,489,618	取得	45 円
平成 15 年 8 月 11 日	普通株式 (新株予約権の行使)	2,232,000	取得	45 円
平成 15 年 8 月 11 日	普通株式	2,117,000	処分	
平成 15 年 8 月 12 日	普通株式	267,000	処分	
平成 15 年 8 月 13 日	普通株式 (新株予約権の行使)	423,000	取得	47 円
平成 15 年 8 月 13 日	普通株式	263,000	処分	
平成 15 年 8 月 14 日	普通株式	2,000	処分	
平成 15 年 8 月 18 日	普通株式 (新株予約権の行使)	4,603,000	取得	48 円
平成 15 年 8 月 18 日	普通株式	4,100,000	処分	
平成 15 年 8 月 19 日	普通株式 (新株予約権の行使)	2,279,000	取得	48 円
平成 15 年 8 月 19 日	普通株式	2,460,000	処分	

(5) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】 (12)

該当なし

(6) 【保有株券等の取得資金】 (13)

① 【取得資金の内訳】

自己資金額 (T) (千円)	1,065,829
借入金額計 (U) (千円)	
その他金額計 (V) (千円)	
上記内訳 (具体的に)	
取得資金合計 (T+U+V) (千円)	1,065,829

②【借入金の内訳】

番号	*名称（支店名）	業種	*代表者氏名	*所在地	借入 目的	金額 （千円）
1	該当なし					
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						

③【借入先の名称等】

番号	名称（支店名）	代表者名	所在地

POWER OF ATTORNEY

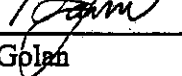
KNOW ALL MEN BY THESE PRESENTS, that Mainfield Enterprises Inc. (the "Company"), a corporation organized and existing under the laws of the British Virgin Islands and having its principal office located at Vanterpool Plaza, 2nd Floor, Wickhams Cay I, Road Town, Tortola, British Virgin Islands does hereby constitute, designate and appoint Osamu Hirakawa (a member of Daini Tokyo Bar Association) and Yoshinori Aoyagi (a member of Daini Tokyo Bar Association), as its lawful attorney and attorney-in-fact, for it, and in its name, place and stead, to do the following:

1. To prepare, execute, file and prosecute, and generally to represent the Company in connection with the Large Holding Report, Change Report Relating to Large Holding Report and other relevant required reports and documents ("Reports") to be filed with the Director of Kanto Local Finance Bureau of Japan under the Securities and Exchange Law (Law No.25 of 1948, as amended).
2. To prepare, execute and file any amendments to the said Reports.
3. To perform any and all other acts necessary or incidental to the performance of the foregoing powers herein granted.
4. To appoint one or more sub-attorneys to act on its behalf with respect to all of the powers granted hereinabove.

The Company hereby ratifies and confirms all that its said attorney shall lawfully do by virtue of this Power of Attorney and agrees that this Power of Attorney is governed by the laws of Japan.

IN WITNESS WHEREOF, the Company has caused this Power of Attorney to be executed in its name and on its behalf by Danny Golan, Director for Mainfield Enterprises Inc., on this 12th day of August, 2003

MAINFIELD ENTERPRISES INC.

By 

Danny Golan
Director
For Mainfield Enterprises Inc.

(訳文)

委 任 状

本委任状により下記事項を証する。

英領バージン諸島の法律に基づき設立され、現存し、英領バージン諸島、トートーラ、ロードタウン、ウィックハムズ・ケイ1、ヴァンタープール・プラザ2階にその主たる事務所を有する法人メインフィールド・エンタープライズ・インク（以下「当社」という。）は、本書面により、平川修（第二東京弁護士会所属）および青柳良則（第二東京弁護士会）を代理人として、選任、指名、委任し、当社のために、当社の名において、当社に代って下記の事項をなさしめるものとする。

1. 証券取引法（昭和23年法律第25号その後の改正を含む。）に基づき日本国関東財務局長に対し提出すべき大量保有報告書、変更報告書ならびにその他関連して必要な報告書および書面を作成し、署名し、提出し、遂行し、それに関する一切の行為につき会社を代理すること。
2. 上記報告書の訂正報告書を作成し、署名し、提出すること。
3. 本委任状により授与された上記の権利の遂行に必要とされる、または付随するその他一切の行為を遂行すること。
4. 上記において授与されたすべての権限に関連して、代理人に代って行為する1名または2名以上の復代理人を選任すること。

当社は、上記代理人が本委任状により法律上行う一切の行為をここに承認し、確認し、かつ本委任状は日本法に準拠する旨同意する。

上記の証として、当社は2003年8月12日、本委任状に当社取締役ダニー・ゴランをして当社の名において、当社に代って署名せしめた。

メインフィールド・エンタープライズ・インク

(署名) ダニー・ゴラン

ダニー・ゴラン

メインフィールド・エンタープライズ・インク

取締役